

# 令和4年度（2022年度）第1回政策会議

日時：令和4年（2022年）11月28日（月）10:00～10:20

会場：市長会議室

参集者：工藤市長，谷口副市長，平井副市長，田畑企業局長，辻教育長，  
柏企画部長，小山内総務部長，川村財務部長

## 付議事項

第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案について

## 対応者

池田環境部長，佐藤環境部次長，田中環境総務課長

### ◆議題の趣旨◆

第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案について協議しました。

### ◆協議の結果◆

原案のとおり，本件の内容は了承されました。

### ◆主な発言◆

#### ■池田環境部長

第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案についてご協議いただきたい。

本計画は，地球温暖化対策推進法によって，中核市以上に策定が義務付けられており，第1次計画を平成23年（2011年）に策定し，温暖化対策の取組を進めてきた。第1次計画は，令和2年度（2020年度）までの計画期間が経過しており，この間，令和2年（2020年）10月の国のカーボンニュートラル宣言のほか，関連法律の改正や国および北海道の関連計画の改定があったことから，こうした状況を踏まえるとともに，気候変動の影響による被害を回避・軽減するための適応策を盛り込み，この度，第2次計画を策定しようとするものである。なお，策定にあたり，函館市地球温暖化対策地域推進協議会や附属機関である函館市環境審議会において意見等を頂いている。内容については，担当課長から説明する。

#### ■田中環境総務課長

はじめに，「1 地球温暖化とその影響」であるが，産業革命以降の二酸化炭素排出量の急速な増加により，平均気温が上昇し，気候変動による影響が全国各地で現れていることなどから，温室効果ガスの排出量を減らす緩和策と，被害の回

避・軽減を図る適応策の両面に取り組むことが重要となっている。

次に、「2 計画の目的」であるが、「ゼロカーボンシティはこだての実現」に向けて、市民、事業者、市などあらゆる主体が一体となって取組を推進していくために計画を策定するものである。

次に、「3 計画の位置付け」であるが、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」および気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、「環境基本計画」をはじめ、本市の関連計画や国・北海道の関連対策と整合・連携を図り、推進することとしている。

次に、「4 計画の期間」については、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間としており、基準年を平成25年度（2013年度）、中期目標を令和12年度（2030年度）、目指すべき姿として、長期目標を令和32年度（2050年度）としている。

次に、「5 温室効果ガス排出量の現状と削減目標」であるが、本市の温室効果ガス排出量は、基準年以降、減少傾向にあり、平成30年度（2018年度）では11.2%の減少となっている。また、令和12年度（2030年度）の中期目標については、国や北海道の関連対策と連携を図ると共に、本市独自の取組を考慮して、基準年比で46%の削減とし、令和32年（2050年）の長期目標については、温室効果ガス排出量を実質ゼロとしている。

次に、「6 ゼロカーボンシティはこだての実現に向けて」であるが、計画期間の令和12年度（2030年度）までは、市民・事業者と認識を共有して機運醸成や行動喚起を図る「ゼロカーボンシティはこだての実現」に向けた道筋を構築する期間と位置付けており、生活や事業活動、移動などに起因する二酸化炭素排出量の多くを占める分野を中心に取り組むこととしている。

次に、「7 市民・事業者・市の役割」であるが、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力・連携して計画を推進することとしている。

次に、「8 地球温暖化対策の施策体系」であるが、中期目標の達成のために、5つの基本方針と14の施策の柱を定めており、各基本方針には、その目標となる進行管理指標を設定している。

「基本方針1 省エネルギーの推進」においては、暮らしや社会の中で多くのエネルギーを使用していることから、脱炭素社会の実現に向けて、効率的・効果的な省エネルギー活動を推進することとしている。

「基本方針2 再生可能エネルギーの有効活用」では、太陽光や水力など再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、環境負荷の低いエネルギーの有効利用に取り組むこととしている。

「基本方針3 脱炭素型のまちづくりの推進」では、居住や都市機能の集約化を図るとともに、次世代自動車の普及や公共交通の充実などのほか、温室効果が

スの吸収源対策として公園や緑地の保全、適切な森林整備などを推進することとしている。

「基本方針4 循環型社会の形成」では、3Rの推進によるごみの減量化を図るとともに、プラスチックごみの削減により、温室効果ガスの排出量を削減することとしている。

「基本方針5 環境教育の連携体制の推進」では、気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関心を持ち続け、自ら率先して行動することが大切であることから、効果的な情報提供や人材育成を推進するとともに、連携体制の充実を図ることとしている。

次に、「9 気候変動の影響への適応策」であるが、気候変動に対処するためには、温室効果ガスの排出削減・緩和策に加えて、現在生じている、また、将来に発生が予測される被害の回避・軽減等を図る適応策に取り組むことが重要であることから、本市において懸念される主な影響に対し、適応策を講じることとしている。

最後に、「10 「はこだてエコライフ」の取組」であるが、従前に実施した市民アンケートにおいても、具体的な取組や効果がわからないなどといった意見が多く寄せられたことから、市民や事業者が実践する省エネを意識した取組事例として、CO<sub>2</sub>の削減効果や節約金額も併せて示すものである。

今後のスケジュールについては、12月にパブリックコメントを実施し、1月中に結果を取りまとめ、計画を決定したいと考えている。

#### ■工藤市長

「8 地球温暖化対策の施策体系」には、様々な施策や取組が記載されているが、そのなかに函館らしい、函館独自のものはあるか。それとも全国共通の内容で、国から標準モデルのようなものが示されているのか。

#### ■池田環境部長

内容は、基本的に全国共通であり、国のマニュアルに加え、国や北海道の関連計画を参考に策定している。

函館らしいものとしては、現時点で確立されているものではないが、吸収源対策としてブルーカーボンについて検討することとしている。また、再生可能エネルギーの導入において、地熱発電などの導入を促進することとしている。

#### ■工藤市長

「基本方針2 再生可能エネルギーなどの有効活用」において、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの現状値と目標値に大きな開きがあるが、目標

値の実現に向けた当てはあるのか。また、再生可能エネルギー導入推進のための誘導策や支援策は考えているのか。

■池田環境部長

再生可能エネルギーの導入推進は、経済部が支援を実施しており、太陽光発電に関しては、民間事業者に無償で太陽光発電システムを設置してもらい、代わりに電気代を支払うという初期費用がかからずに太陽光発電システムをリースできる仕組みがあり、それらの普及促進や本市の公有地や公共施設に設置を進めていきたい。

■谷口副市長

計画期間が令和12年度（2030年度）までの9年間だが、その間、基本方針ごとに設定している目標に対する進捗の確認は毎年行うのか。また、中期目標を令和12年度（2030年度）としているが、目標を変更することはあるのか。

■池田環境部長

進捗の確認は毎年行う。また、中期目標は、本市の温室効果ガス排出量を基準年（平成25年度（2013年度））比で46%削減するもので、国は46%、北海道は48%の削減を目標としているが、設定されたばかりの目標であることから、実現に向けて努めていきたい。

■工藤市長

計画内容を市民に浸透させる良い方法はないか。

■平井副市長

計画本編は、読者の興味をそそるコラムが随所に掲載されるなど、工夫が見られる。市民への浸透のため、計画内容の一部を「市政はこだて」で定期的に掲載することや市公式LINEで周知するなどの取組が必要になるのではないか。

■池田環境部長

これまでは環境問題に関心のある人向けのイベントで、計画内容の周知を図ってきたが、今後は環境問題への関心の有無に関わらず、人が集まる施設やイベントで、ブースを作るなどして周知を図りたい。

■平井副市長

物価や燃料代が高騰しているため、節約と併せてPRする方法も考えられる。

■ 柏企画部長

他に意見がないようなので、原案のとおり了承とさせていただきます。